

団体医療保険

団体がん保険

団体傷害保険

団体介護保険

年金払積立傷害保険

団体介護補償保険

団体扱自動車保険

団体ゴルファー保険

ご退職時のお手続について

ご 繼 続

脱 退

本冊子は、大阪府職員生活協同組合が運営する各種損害保険について、
ご退職に必要となる手続の概要などをご案内するものです。
具体的な手続に関しましては本冊子をご参照のうえ、下記取扱代理店へ

2月7日（金）までにご連絡ください。

【ご 注意】

ご退職後、各種損害保険に継続加入・新規加入される場合には、
『出資金（500円）』が必要となります。

生協窓口にてお支払いください。

◆◆目 次◆◆

①団体医療保険	P 1	⑤年金払積立傷害保険	P 2
②団体がん保険	P 1	⑥団体介護補償保険	P 2
③団体傷害保険	P 1	⑦団体扱自動車保険	P 3
④団体介護保険	P 1	⑧団体ゴルファー保険	P 3

-----〈お問合せ先〉-----

取扱代理店 大阪エイドセンター

TEL.06-6946-7620 FAX.06-6942-9188

〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館北館B1F

大阪府職員生活協同組合

①団体医療保険

②団体がん保険

③団体傷害保険

④団体介護保険

にご加入の方

◎この保険は、職員生協が契約者となる団体契約です。

保険料は一般でのご加入に比べて、約20%の団体割引が適用されて割安です。退職後も引き続きご加入いただけます。（ただし、ご退職後の新規募集は行っておりません。）

※団体割引は令和6年10月17日現在

◎毎年10月17日に自動更新、保険料は翌年1月から第1回給与引去となり、毎月控除となります。

◎ご退職後の4月1日以降は、保険料の給与引去ができなくなりますので、下記《ご退職時の手続》に沿ってお手續願います。

【現在ご加入の保険期間】

令和6年10月17日～令和7年10月17日(1年間)

【ご退職時までに給与引去される保険料】

令和7年1月～令和7年3月までの3か月分

(令和6年10月～令和6年12月までの保険期間対応分)



上記①②③④のご退職時の手続

【ご継続される場合】

①ご加入の保険は、令和7年10月17日までのご契約となっております。給与引去ができる残り9か月分の保険料を繰り上げて一括でお振込いただくことになります。

繰上払込保険料 ⇒ 月払保険料×9か月分 (令和7年1月～9月までの保険期間対応分)

②この保険は、現職の方と同様の補償内容・条件で引き続き加入（自動継続）することができます。
次年度（令和7年10月17日）以降の取扱いは次のとおりです。

●保険料 ⇒ 年一括のお支払い（年払割引適用で月払より割安）

●払込方法 ⇒ 銀行口座をWeb登録いただき、同年12月にその口座から振替

※更改手続の詳細は募集時（毎年8月）に別途ご案内させていただきます。

【脱退される場合】

令和7年3月31日付で脱退を希望の方は、保険料3か月分（令和7年1月～3月までの保険期間対応分）を一括してお支払いただくことになります。

⑤年金払積立傷害保険

にご加入の方

- ◎この保険は、『個人年金タイプ』の積立傷害保険です。
 - ◎保険料の支払いは、毎月の給与からの引去と、半年に一度のボーナス払の2種類です。
 - ◎ご退職後の4月1日以降は、保険料の給与引去ができなくなりますので、下記《ご退職時の手続》に沿ってお手續願います。
- ※ボーナス払のご契約につきましては、ご退職時のお手續は不要です。



上記⑤のご退職時の手続

【ご継続される場合】

- ①4月以降は給与引去ができないため、保険年度内の残りの月額保険料を繰上げてご入金いただくことになります。（金額はご契約内容により異なります。）

繰上払込保険料 ⇒ 保険始期応当日までの年度内の月数分

- ②次年度以降の保険料は、銀行口座をご指定いただき、その口座からの振替となります。
変更に必要な手続書類や支払保険料等の詳細は、別途ご案内させていただきます。

【脱退される場合】

- ①解約のお申し出をいただき、手続書類をご提出いただいた日付での解約となります。
- ②解約時に必要な書類や返れい金額は別途ご案内させていただきます。

※本手続きは、保険料の変更を伴うお手續です。

平成19年1月の税制改正により「地震保険料控除制度における経過措置」の対象外となりますのでご注意ください。
詳しくはお近くの税務署等にお問合せください。

⑥団体介護補償保険

にご加入の方

- ◎この保険は、『掛け捨てタイプ』の保険です。
- ◎保険料の支払いはご加入2か月後の給与から毎月の引去となります。
- ◎ご退職後の4月1日以降は、保険料の給与引去ができなくなりますので、別紙《ご退職時の手続き》に沿ってお手續願います。

⑦団体扱自動車保険

にご加入の方

◆◆自動車保険の特長◆◆

1. 保険料がお得です。

- (1) 大口団体割引17%（一部15%）適用。
(割引率は毎年6月1日に変動する場合があります。)
- (2) 団体扱では、年払保険料を割増なしで12分割しますので、一般契約の分割払より保険料がお安くなります。また、団体扱一括払をされますと、さらに5%お安くなります。

2. 保険料のお支払いは便利な自動振替です。

保険料は、ご指定のりそな銀行口座より自動引落としができますので払込みの手間がかかりません。

3. 手続簡単、無事故割引等が継承できます。（一部共済を除く）

現在、ご契約中の他の保険会社の自動車保険でも、無事故割引等がそのまま継承できます。
ただし、団体扱ですので、ご契約者名は生協組合員の方に限ります。

⑧団体ゴルファー保険

にご加入の方

◆◆ゴルファー保険の特長◆◆

1. 保険料が割安です。

この保険は、職員生協が契約者となる団体契約です。
一般でご加入されるより、団体割引10%が適用されており割安です。

2. 手續が簡単です。

毎年10月1日更新で、保険期間は1年間です。
退職後も引き続きご加入いただけます。



上記⑦⑧のご退職時の手続

- ご退職時のお申し出、お手續は不要です。
- ご退職後も継続加入される場合には、出資金(500円)が必要です。
更新時に生協窓口にてお支払ください。
- ご退職後でも新規加入いただけます。ただし、出資金(500円)が必要です。
ご加入時に生協窓口にてお支払ください。
- 毎年更新時に「更新申込書」をご自宅宛に送付させていただきます。